

第32回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年1月28日(金)
- 2 開催時間 午後1時28分開会 午後2時10分開会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 26名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (4) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (5) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (6) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 農地課長 境 憲行
 - 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係係員 曳地 百音
 - 農地係長 佐々木 正人
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵
 - 農地相談員 窪田 未帆

<p>事務局(境課長)</p> <p>議長</p> <p>中谷会長</p> <p>議長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第32回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(委員)</p> <p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
<p>事務局(境課長)</p> <p>議長</p>	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は26名、全員です。</p> <p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が2件、議案が6件、その他が1件でございます。</p> <p>(配布資料の確認)</p>
<p>議長</p>	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、21番吉田利彦委員、22番廣瀬文彦委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。</p>
<p>事務局(境課長)</p> <p>議長</p>	<p>(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。</p> <p>まず、12月分の調査結果について、深田調査委員長より報告をお願いします。</p>
<p>深田調査委員長</p>	<p>2頁 報告第2号 1 現況証明の附番40から44の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>つづきまして 2 農地法第4条の転用許可に係る完了の確認の附番4の1件および3頁 3 農地法第5条の転用許可に係る完了の確認の附番3の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、12月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、1月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長よりお願いいたします。</p>

吉田宏一調査委員長

3頁 報告第2号 1 現況証明の附番46について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

以上で、1月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現況調査につきましては、附番45が報告にありませんが、これは現地が雪で確認できなかったためであり、後日改めて報告いたします。

以上、両調査委員長より報告がありました。ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番24の1件の合意解約について朗読・説明)

以上附番24の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番37、38の売買による所有権移転2件、附番39、40の賃貸借2件について、調査書に基づき朗読、説明)

以上附番37から40の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番37及び38について、梶川委員よりお願いいたします。

梶川委員	<p>附番37と38について、一括して意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。</p> <p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、附番39および40について、松金委員よりお願いいたします。</p>
松金委員	<p>附番39と附番40について、一括して意見を申し上げます。借り主は、芽室町を中心に営農を行っている認定農業者であり、これまでも申請農地を賃借し耕作しています。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても、問題はないと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題いたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番13の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番13のその他(農家住宅)への除外1件、附番14の農業用施設用地への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番13の農家住宅の建設のための転用1件、附番14の馬房、管理舎、飼料庫、堆肥盤、運動場、通路の建設のための転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番13及び「2. 農用地利用計画」附番13、「3. 農地転用計画」附番13について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒玉委員	<p>それでは意見を申し上げます。附番13です。周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、申請箇所は既存の宅地に隣接しており、農作業への影響は少ないと思われる場所であることから、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に「2. 農用地利用計画」附番14、「3. 農地転用計画」附番14について、深田委員、お願いいたします。</p>

深 田 委 員	それでは意見を申し上げます。附番14です。申請者はこれまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、地域で継続的、安定的に競争馬の生産に取り組んでいる営農者であることから、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。中村委員。
中 村 博 志 委 員	附番14の法人なのですけれども、よく代表取締役の方が変更されているのですが、農地所有適格法人は、代表取締役が農業者であることが要件でしょうか。このたびの代表取締役の方は、農業者なのでしょうか。
事務局(堀田主任補)	法人の代表取締役の方が農業者であることが農地所有適格法人の要件ではありません。この法人の現在の代表者は農業常時従事者であり、農業者であります。質問の主旨からは外れますが、代表者が変更されたため、農業常時従事者が構成員の過半数であること、及び農業常時従事者の保有する議決権が過半数であるなどの要件を満たすことを、農地法第6条の法人報告書等によって確認しております。
議 長	中村委員、どうでしょうか。
中 村 博 志 委 員	わかりました。農業者でなければ、土地改良等の事で行き違いがある場合があることから、農業者ということで安心しました。
議 長	他にありましたでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
事務局(堀田主任補)	次に、議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします 議案の内容について、事務局より説明させます。 農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番3の馬房、管理者、飼料庫、堆肥盤、運動場、通路の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番3について、深田委員よりお願いいたします。
深 田 委 員	それでは意見を申し上げます。附番3ですが、議案第3号 附番14で説明した通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番10の砂利採取に係る一時転用1件、附番11の農家住宅の建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

議 長

それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番10について、石川委員よりお願いいたします。

石 川 委 員

それでは意見を申し上げます。附番10です。事業実施の確実性、周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、申請地は表土が浅く、また起伏もあるため、農耕に支障をきたしており、砂利を採取することで表土の厚さを確保でき、また、平坦となることから、農地としての利用目的を達成する上で必要な措置であり、この農地を砂利採取のために一時転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。次に附番11について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒 玉 委 員

それでは意見を申し上げます。附番11ですが、議案第3号 附番13で説明した通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、附番10につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定

し、附番10につきましては、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第6号、一般分(1)賃貸借権の設定 附番71から75の5件について、調査書に基づき朗読・説明。)

(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入) 附番7の1件について調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いてその他に入ります。

「農地賃借料情報の提供について」、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

(農地賃借料情報の提供についての説明)

議長

ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

(特に無いようですので、)以上でその他を終了いたします。

予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(委 員)

(なし)

議長

特に無いようですので、以上で終了いたします。

次に、事務局より連絡事項を説明させます。

事務局(水野主任)

(事務局から連絡事項の説明)

議長

ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

事務局(境課長)

ご起立願います。お疲れさまでした。